

## 新型コロナウイルス感染症の予防対策について

富山県立大学工学部

令和2年6月19日

改訂 令和2年10月30日

改訂 令和2年11月30日

### 1. 感染症対策の基本事項（別添1パンフレットを参照）

- ① ウイルスは、眼・鼻腔・口腔の粘膜から侵入する。ウイルスの付着した手指でまぶた・鼻・口に触れること、またはウイルスを含む飛沫を吸い込むことを防止する。
- ② 適切なやり方で「手洗い」を実施する。石鹸を用いて手指から手首まで丁寧に洗った後、流水で20秒以上しっかり洗い流す。
- ③ 「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3密を回避する。室内では換気する、人との距離をとる（特に、マスク・フェイスシールド等（以下「マスク等」という。）を着用しない場合は、できるだけ2m（最低1m）空ける）、近距離かつ向かい合っただけの会話を避ける。
- ④ 人前ではマスク等を着用する。布製マスクや手作りマスクを使用する場合は、毎日必ず洗濯して再使用すること。  
手作りマスクの作成方法は、複数のウェブサイトで公開されているので、参考にする。
- ⑤ 自分が感染する（感染させる）かもしれないという意識と、高齢者や有病者に対する配慮をもって「手洗い」「3密回避」「マスク等の着用」に取り組む。
- ⑥ 患者・感染者やその家族への配慮、治療・介助に携わる医療・介護従事者への敬意を失しない（人権への配慮）。
- ⑦ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA※)の利用を進める。（別添5参照）

#### ※1 富山県・石川県の相談センター等連絡先

富山県（受診・相談センター）	石川県
新川厚生センター 0765-52-2647	石川県発熱患者等受診相談センター（コールセンター）
同 魚津支所 0765-24-0359	0120-540-004（フリーダイヤル）
中部厚生センター 076-472-0637	
高岡厚生センター 0766-26-8414	
同 射水支所 0766-56-2666	
同 氷見支所 0766-74-1780	
砺波厚生センター 0763-22-3512	
同 小矢部支所 0766-67-1070	
富山市保健所 076-461-7511	

#### ※2 かかりつけ医等の地域で身近な医療機関や受診・相談センター等に相談する際の目安

（富山県厚生部健康課 Web サイト：[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1205/kj00021473.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1205/kj00021473.html)）

- ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））などがある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

## 2. 学生自身が行う予防活動

### (1) 自宅で実施すること

- ① 「健康管理記録票」(別添2参照)を用いて、毎朝の健康状態・体調をチェックする。  
風邪などの症状を自覚した場合は必ず体温を測定し、記録を残す。

記録票は、大学への報告や医療機関の受診時に大切な資料となるので、保管すること。

- ② 風邪などの症状があったり体調に不安があったりする場合は、必ず自宅で待機し、必要に応じてかかりつけ医(医療機関)に電話相談する。

また、授業を欠席する場合は、事前に担当教員または事務局に連絡する。

- ③ 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状に当てはまる場合(1頁※2)は、まずは、かかりつけ医(医療機関)に電話相談するとともに担当教員(※3)に連絡する。

※3 担当教員は、各学生が配属されている以下のゼミ等の担当教員とする。  
〈1年生〉教養ゼミ、〈2年生〉1年次のとときの教養ゼミ担当教員、  
〈3年生〉専門ゼミ・プレゼン演習、〈4年生〉卒業研究、  
〈学部留年生〉コンタクトグループ、〈大学院生〉特別研究

なお、相談する医療機関に迷う場合には、受診・相談センター等(1頁※1)に電話で相談する。

また、授業を欠席する場合は、事前に担当教員または事務局に連絡する。

- ④ 同居の家族等についても、新型コロナウイルス感染症への感染の疑いがあり(1頁※2)、かかりつけ医(医療機関)または受診・相談センター等(1頁※1)へ相談する場合は、その旨を担当教員へ連絡する。

その後の医療機関からの指示および受診結果については、担当教員に必ず報告する。  
担当教員とすぐに連絡が取れない場合は、事務局教務課学生係に連絡する。

### (2) 大学内で実施すること

- ① 登校時および大学構内ではマスク等を着用する。
- ② 登校後、講義室や研究室など室内に入る前に、「手洗い」または「アルコール消毒」を実施する。時間に余裕をもって行動すること。
- ③ 計算機センター及びワークステーション室の使用に際しては、以下に留意すること
- ・モニターには触れないこと
  - ・PC利用前後にはキーボード、マウスを、プリンター利用前後にはボタン、タッチパネルをアルコールを染み込ませたペーパーで拭くこと
  - ・授業終了後にプリンターのボタン、タッチパネルをアルコールを染み込ませたペーパーで拭くこと
- ④ 遠隔授業の受講や自習するために講義室を利用する場合は、隣の人と距離をおいて着席し、近距離かつ向かい合っでの会話を避ける。
- ⑤ 登校後、学内で体調不良を感じた場合は、医務室に行き、養護職員の指示に従う。養護職員が不在の場合は、帰宅し、必要に応じてかかりつけ医(医療機関)に電話相談し、医師の指示に従う。新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状に当てはまる場合(1頁※2)はかかりつけ医(医療機関)または最寄りの受診・相談センター等(1頁※1)に電話相談するとともに担当教員(※3)に連絡する。

⑥ 図書館の利用や生協が運営する食堂や購買店舗の利用に際しては、施設内に掲示された利用方法や注意事項などに従う。

(3) 課外活動および学外で実施すること

① サークル活動等の課外活動について、大学（学生部長）からの指示事項に従う（電子メールや大学ウェブサイト上の掲示等を確認する）。

② 友人宅への訪問は、感染防止対策を行ったうえで、できるだけ短時間で済ませることとし、当面の間、宿泊は控える。

③ 外出する場合には、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保（特に、マスク等を着用しない場合は、できるだけ2m（最低1m）空ける。）など基本的な感染防止対策を継続するなど、感染拡大を予防する「新しい生活様式」（別添4の参考資料参照）を徹底する。

④ 夏季（暑熱環境下）にマスク等を着用して作業や運動を行う際は、熱中症の防止に注意する。密集を避けてマスク等を外し、風通しのよい日陰での休息および飲水を繰り返す。

(4) 熱中症予防

① 熱中症の危険性が高い日などは、こまめに水分補給をするよう心掛けること。

② マスク等をしていると熱がこもるので、周りに人がいないところでマスク等を外すなど、各自で熱中症予防の管理をすること。